

町田市行政不服審査会  
2018年度第13号事件  
(審査請求人 ○○ ○○)

2021年11月18日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2019年2月26日付け18町総法第134号(2018年度第13号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

#### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2018年8月27日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が2018年9月14日付け18町道管第845号及び同第846号をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

#### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2018年9月14日付け18町道管第845号及び同第846号をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

#### 第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第22条の規定により、2018年8月27日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「要望対応票16-1881」を対象文書とし、次のとおり訂正を求めた。

(1) 経過 6 4・5行目に記載された「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないので強い指導は考えていない。」を「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないとしたが、(2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。)にもかかわらず、強い指導は考えていない。」に訂正。

(2) 経過 5 2・3行目に記載された「側溝上部内におさまり通行に支障がないため様子を見る事とした。」を「側溝上部内におさまり通行に支障ないとしたが(2018年8月付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。)にもかかわらず、様子を見ることとした。」に訂正。

2 処分庁は、請求内容に関わる記載は道路等の状況に関する市の判断を記録した部分であり請求者について言及したものではないことを理由として、非訂正とする決定をし、2018年9月14日付け18町道管第845号及び同第846号「個人情報非開示等決定通知書」により、審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、審査庁町田市長(以下「審査庁」という。)に対して、上記処分を不服として2018年10月11日に「審査請求書」により審査請求を行った。

4 処分庁は、2018年12月12日付け18町道管第1320号「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2019年1月26日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2019年2月26日付け18町総法第134号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2020年12月25日 審議

2021年2月4日 審査請求人による口頭意見陳述

2021年2月26日 審議

2021年4月12日 審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

##### 1 審査請求人は、審査請求書及び反論書において主に次の主張をした。

###### (1) 審査請求書における主張

請求内容に係る市の判断を記録した部分は、市職員の勝手な主観的な判断でなされたものであり、法令に従った客観的事実関係に基づき判断したものではなく、法令に従う義務を定めた公務員法に違反する。

###### (2) 反論書における主張

ア 本件条例は、その20条で保有個人情報について、「実施機関が保有する市民の自己に関する個人情報」であるとしている。

イ 本件対象訂正請求箇所は、審査請求人の通報・相談したことにに関して、実施機関が（法的事実関係を含む）事実関係を調べ記録した部分であり、実施機関が保有する審査請求人の自己（通報・相談）に関係する情報の一部である。本件対象訂正請求箇所の「道路機能の支障ありなし」は法的にすでに判断されている法的事実関係と認められる部分であり、市の「問題ないとした」主観的判断の部分ではない。

ウ ア及びイにより、本件対象訂正請求箇所は、実施機関が保有する審査請求人の自己に関する保有個人情報であり、本件条例第22条に基づく請求対象に他ならない。

エ 市が公正かつ適正な判断をするために実施機関が事実関係を調べ記録する上で、法的事実関係を誤って記録しているため、訂正を求めたものである。

オ 本件条例は、その第1条で「市民が自己に関する個人情報の主体である」と定めている。

カ 以上ウ、エ、オより、市は訂正の請求に応じる義務を負っており、非訂正決定処分は不当である。

##### 2 処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

本件条例第22条第1項は、「市民は、自己に関する保有個人情報について、事実を誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対

し、その保有する個人情報の訂正を請求することができる。」としているが、本件対象訂正請求箇所（１）及び（２）は、いずれも、道路等の状況について、市が現地調査に基づいて判断をした結果を記録した部分であり、審査請求人に関する保有個人情報ではないため、本件条例第２２条に基づく訂正請求の対象となるものではない。よって、市は訂正の請求に応じる義務を負わないことから、非訂正決定は妥当である。

## 第５ 審査会の判断

### １ 本件訂正請求について

#### （１）審査請求人が求める訂正

本件対象文書は、審査請求人が実施機関に道路管理に関し要望した内容及びその対応を記録したものである。審査請求人は、本件対象文書の記載のうち、２０１７年６月２６日に審査請求人の要望を受けて実施機関が現地確認した結果の対応を記述した部分である「要望対応票１６－１８８１経過６の４－５行目」（本件処分１）及び、同年９月２１日の審査請求人との面談で実施機関が述べた判断を記述した部分である「要望対応票１６－１８８１経過５の２－４行目」（本件処分２）について、道路管理に関する関係法令違反を指摘したにもかかわらず、本件処分１については「様子を見ることとした」、本件処分２については「強い指導は考えていない」と記述したことは、「市職員の勝手な主観的判断でなされたものであり、法令に従った客観的事実関係に基づき判断したものではなく、法令に従う義務を定めた公務員法に違反する記録」であるとし、法令違反の指摘を追記する訂正を求めている。

#### （２）処分庁の判断

処分庁は本件処分１及び２について「請求内容に係る記載は、道路等の状況に関する市の判断を記録した部分であり、請求者について言及したものではないため」との理由で、訂正しないとの決定を行った。また、本件処分１及び２はいずれも「道路等の状況について、市が現地調査に基づいて判断をした結果を記録した部分であり、審査請求人に関する保有個人情報ではないため、本件条例第２２条に基づく訂正の請求の対象となるものではない」と弁明している。

## 2 訂正請求対象情報の該当性について

本件対象文書は審査請求人からの道路管理に関する要望への対応を記録するために作成されたものであり、そのうち本件請求の対象となっているのは、道路管理に関する審査請求人からの要望等を受け、実施機関の判断等を記録した部分である。

市民などからの相談・要望等への対応に関して作成・取得される文書には、相談・要望内容にとどまらず、市としての対応や対応に必要な関係各所との調整や協議、関係資料などが含まれ得るが、いずれも特定個人による相談・要望等に係る一連の記録であり、全体を通して特定個人に係る保有個人情報である。また、全体が開示請求の対象となることによって、自己の相談・要望等がどのように扱われたのかを知ることができるものである。処分庁はこうした点を踏まえ、本件対象文書について審査請求人により別に行われた本件条例第20条第1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求に対し、一部開示決定を行っている事実が認められる。

一方、本件審査請求に対しては、本件処分1及び2に係る記載内容は、道路管理に関する審査請求人からの要望等を受け、実施機関の判断等を記載したものであるため、当該部分は保有個人情報ではないとしており、本件対象文書全体を保有個人情報として一部開示した別件処分と矛盾しており、このような解釈判断は妥当ではない。相談・要望等への対応に係る文書は、全体として相談・要望等を行った特定個人に係る保有個人情報として扱うのが妥当であり、その記載内容についての訂正請求に対しては、本件条例第22条第1項が定める訂正を要する場合に該当するか否かについて、個別に判断すべきものである。

したがって、本件処分1及び2に係る記載内容を本件条例22条第1項の定める訂正請求の対象ではないとする判断は誤りである。

## 3 訂正の要否について

本件条例第22条第1項は、「自己に関する保有個人情報について事実の誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の訂正を請求することができる」と定めており、「事実の誤り」ないし「不正確な内容」がある場合に、実施機関に対し訂正を要しない正当な理由がある場合を除き訂正する義務を課すものである。

本件処分 1 及び 2 で訂正請求が求められている内容は、本件対象文書作成時点での要望に対する道路等の状況に関する実施機関の判断等を実施機関が自ら記載したものであり、この記載内容について、実際の要望対応の経緯として事実の誤りないし不正確な内容であることを裏付ける事実関係は認められなかった。また、審査請求人が求める訂正内容は、審査請求人による要望の根拠とする指摘事項の追加記載を求めるものとなっており、実施機関の判断等の記載が事実の誤りないし不正確な内容であることを示す事実関係は認められなかった。

#### 4 結論

以上のことから、本件処分 1 及び 2 に係る記載内容は審査請求人の保有個人情報であり、訂正請求の対象ではあるが、訂正請求を行わないとした処分庁の判断は妥当である。

なお、審査請求人が求める訂正内容は、道路管理等に関して要望し実施機関による対応を求めた根拠と指摘した事項の記載を求めるものとなっており、本件対象文書に記載のない審査請求人としての要望に係る事実関係ということが出来る。要望等に係る記録として、要望に係るその根拠、事実関係や経緯の認識など要望者の主訴に係る内容は具体的に記録されていることが望ましいことは言うまでもない。したがって、実施機関は審査請求人が訂正を求める内容について、本件対象文書に添付ないし付記して保管するよう対応されたい。